

## 福岡県モビリティデータ等の活用による地域交通サービスの課題分析 及び対策検討支援業務委託仕様書（案）

### 1. 業務名称

福岡県モビリティデータ等の活用による地域交通サービスの課題分析及び対策検討支援業務

### 2. 業務概要

#### （1）業務実施期間

業務締結日から令和9年3月31日まで

#### （2）業務目的

福岡県では、公共交通の利用者減少や運転士不足等に伴い地域公共交通の維持・確保が厳しさを増す中、持続可能で住民の移動実態に応じた最適な公共交通網を形成するため、各種移動データを活用した課題の分析、対策の検討を行う「データ利活用」事業に取り組んでいる。

データ利活用の実施にあたっては、地域に導入されている各交通モード（鉄道、路線バス、コミュニティバス（デマンド交通等を含む）、タクシー等）の利用実態を詳細に把握したうえで、地域住民の移動実態や移動に係る意向と合わせて分析し、その結果を行政や交通事業者等の関係者で共有して、運行内容の改善について議論したり、利用促進策を検討したりすることが重要である。

今回対象地域となる京築エリアにおいては、人口減少や高齢化に伴う運転士不足により、地域公共交通の維持・確保に課題を抱えている。特に、運転免許を持たない住民（高齢者、学生等）の移動手段を確保しつつ、限られた公共交通リソースを最適化し、持続可能な交通網を構築することが求められている。本事業においては、対象地域における各交通モードの役割分担の整理、輸送リソースの共有化、幹線交通と二次交通の接続改善、及び住民の生活圏に適合した地域交通網の最適化等に向けた課題を具体的に分析する。その上で、持続可能な公共交通網の形成に向けた施策を検討し、エリア全体での公共交通の最適化を目指す。

また、本事業の実施によって、データ利活用のモデルケースを構築し、次年度以降、県内各地域への横展開を図ることにより、県内市町村の交通政策立案におけるデータ利活用の導入と定着を目指す。

#### （3）対象地域

本事業の対象地域は、以下とする。

京築地域の市町村（行橋市、豊前市、荻田町、みやこ町、上毛町、吉富町、築上町）

#### (4) 業務内容

下記業務を実施する。

##### ① 計画書作成及び進捗管理

本事業における全体工程、作業タスク、県、対象市町、交通事業者等関係者の役割分担等をまとめた計画書を作成し、進捗管理を行う。計画書については、県と協議の上決定する。また、計画に変更が生じた際には随時計画書を変更する。

##### ② 対象地域における関係者が抱える課題の洗い出し

対象地域における既存の地域公共交通計画の分析や、対象市町や関係交通事業者等に対して、ヒアリング等を行うことにより、地域における関係者が認識する課題を洗い出すこと。ヒアリングの内容は、個別に議事概要を作成するものとし、洗い出した課題は資料として分かりやすく整理すること。ヒアリング先やヒアリング内容等の詳細は受託後に県と調整の上決定する。

##### ③ 分析に必要なデータの洗い出し

②を踏まえ、本業務の目的の達成に必要なデータの種類の洗い出し、交通事業者等から取得するデータの特定を行うこと。対象データは下記を想定しているが、取得するデータの範囲や利用データの対象期間を含む詳細は受託後に県と調整の上、決定する。

(ア) 鉄道、路線バスに係る GTFS データ、運行実績データ、利用実績データ

(イ) 定時定路線コミュニティバス及び福祉バスに係る運行実績データ、利用実績データ

(ウ) デマンド交通に係る運行実績データ、利用実績データ

(エ) タクシーに係る運行実績データ、利用実績データ

(オ) 人流データ

(カ) 輸送資源データ（運転士数やその年齢構成データ等）

(キ) その他分析に必要なデータ

##### ④ データの取得・加工

データを保有する事業者に対し、事業の目的、データの活用方法、取り扱い方法等必要な事項を説明の上、事業目的達成のために必要となるデータの詳細を事業者と調整し、主体的にデータを取得する。データの取得にあたっては、国土交通省が運用する Web サイト「MOBILITY UPDATE PORTAL」に掲載されている「データ共有に関する覚書サンプル」を参考に、県、対象市町、交通事業者、受託事業者によるデータ共有に関する覚書または秘密保持契約書を作成し、締結するよう取り計らうこと。

なお、本業務の目的の達成に必要な運行データ等を事業者が保有していない場合や事業者との協議の結果、想定していたデータの全部又は一部が取得できなかった場合、さらに事業者の実績データ管理が紙ベースやアナログ方式等である場合は、県の了解のもと、受注者の責任と費用において、実地調査等の方法により計測・集計等の代替手法の実施や、デジタル化処理、推計補正等を講じ、分析に耐え得るデータを構築し、本業務を完遂すること。その際、交通事業者（運転士・運行管理者等）の運行業務に過度な負担とな

らないよう配慮すること。

⑤ 住民移動ニーズの把握

対象地域の住民の移動ニーズを把握すること。特に、対象市町境界を跨ぐ移動ニーズについて重点的に把握すること。把握にあたっては、対象エリアの各市町において過去に実施された住民移動ニーズを把握するアンケート調査等について資料を収集、分析し、必要に応じて追加で住民に対するアンケート調査等を実施すること。

⑥ データの可視化、分析

BI ツール等を活用し、取得・加工したモビリティデータ、人流データ、住民移動ニーズに係るデータ、その他分析に必要なデータ、及び県や対象市町が保有するデータ等を組み合わせ可視化・分析できるデータ連携基盤を構築すること。

また、構築した当該基盤を用いて、分析を行うこと（※）。分析結果の提示にあたっては、活用したデータを具体的に明示した上で、分析の考え方や過程等を分かりやすく示すこと。分析内容は下記を想定しているが、詳細は受託後に県、対象市町や関係交通事業者と調整を行い、決定するものとする。

（ア）移動の出発地・目的地の分布状況の把握

（イ）移動者の特性に応じた交通機関選択等の交通行動に係る分析

（ウ）輸送資源（運転士等）の現状と将来予測（エ）交通空白の実態

（オ）交通サービスの供給と住民移動ニーズのギャップ

（カ）地域ごとの各交通モードの役割分担の整理

⑦ データを用いた施策検討の支援

県及び対象市町、交通事業者等による協議の場に参加し、上記のデータ分析結果を提供するとともに、必要かつ効果的な施策の案を提案すること。施策の提案にあたっては、対象地域内の市町の既存の地域公共交通計画や、立地適正化計画、都市計画マスタープラン等との整合性を考慮し、地域における公共交通の役割や必要な交通サービス水準等を十分踏まえること。

協議参加者及び実施回数については県と協議の上決定するものとする。エリア内の公共交通の最適化に向けて有効と考えられる施策の案について、優先順位をつけて整理することを最終アウトプットとする。また、施策の効果検証方法についても議論するものとする。

⑧ モデルケースの構築に向けた支援

本事業をモデルケースとして対象地域外の市町村や交通事業者等が参考とできるよう、交通事業者からのデータ取得、データの取扱いに係る関係者間での取り決め、関係基礎自治体間の調整に係る留意点等について、本事業の実施プロセスにおいて得た知見をまとめること。

⑨ その他

本事業において受託事業者が参加した、関係者との協議については、実施後３営業日以内に協議概要案を作成のうえ、当該協議参加者に内容確認を行い、内容を確定させるこ

と。

受注者は、地域公共交通や交通工学等の分野において研究実績のある有識者等への意見聴取を行い、聴取内容を参考に、本業務の遂行にあたるものとする。なお、有識者の選定にあたっては、県と協議するものとする。

【留意事項】

- 本業務の実施にあたっては、生活圏や交通流動実態等を考慮の上、対象エリアを分割（下記を想定）して、分析・検討を行うこととする。
  - ・京築北西部エリア：行橋方面を中心とした生活圏（行橋市、豊前市、苅田町、みやこ町、築上町）
  - ・京築東部エリア：中津方面を中心とした生活圏（豊前市、上毛町、吉富町、築上町）

### 3. 成果品

#### （１）成果品

成果品は以下の表に定めるものとする。なお、本業務で得られた成果品は県に帰属する。

| No | 項目                  | 規格等              | 数量  |
|----|---------------------|------------------|-----|
| 1  | 分析結果を含む実施報告書        | PPT/WORD/EXCEL形式 | 1 部 |
| 2  | BIツール等によるデータ連携基盤（※） | 県との協議により決定       | 1 式 |

※ BI ツール上で分析・可視化環境を構築するために作成したファイルを納品すること（県において、将来的に分析内容の修正・変更等が可能となるよう、編集可能な状態のファイル一式を納品）。また、当該基盤の管理・運用に必要なシステム設定仕様や操作マニュアルを納品すること。さらに、当該基盤をクラウド環境上で構築する場合、県が指定する環境への管理者権限（管理者アカウント）の移管を行うこと。

#### （２）納入場所

福岡県市町村・地域振興部空港・交通政策局交通政策課（福岡市博多区東公園 7 番 7 号）

#### （３）秘密の保持

本業務に関し、受注者が本県から受領し、又は閲覧した資料等は、県地了解なく公表し、又は使用してはならない。また、本業務に関し、本業務で知り得た県の業務上の秘密を保持しなければならない。

### 4. 特記事項

委託業務契約書及びこの仕様書に記載のない事項については、受注者と福岡県交通政策課が協議し、決定する。